

## 保存版

平成31年4月10日

保護者様

大阪市立東井高野小学校  
校長 養父一太

### 非常変災時の臨時休業措置について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申しあげます。平素は、本校の教育活動推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、下記の場合、学校は臨時休業措置をとることとなります。

なお、このお知らせは各ご家庭で大切に保存していただくようお願い申しあげます。

#### 記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、**臨時休業**措置とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 東淀川区のいざれかの地域において、河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令があった場合。

ウ 大阪市内のいざれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ 午前7時を過ぎて始業の時刻（8時30分）までに臨時休業とした場合、「保護者メール配信」「学校ホームページ」への掲載により、連絡いたします。この場合、すでに登校した児童は学校待機とし、保護者のお迎えとなります。ただし、「津波警報の発令」や「避難勧告または避難指示の対象区域」となった場合、児童の安全確保のため学校での「高所避難」を最優先します。

※ 「保護者メール」にご登録ください。未登録のご家庭は、至急学校までご連絡下さい。できるだけ早く登録をお願いします。また、「学校ホームページ」がアクセス集中などにより簡易ホームページに切り替わっている場合は、「TOP（最新記事）」をクリックすると内容を確認することができます。

※ 学校が臨時休業となった場合、「いきいき活動」は活動中止となります。